

令和 4 年度名古屋市教育委員会第36号議案

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

博物館法（昭和26年法律第 285 号）の改正に伴い、博物館の登録に関する基準や手続について見直しが行われたため、登録に必要な申請書等を整備します。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

（令和 5 年 3 月 24 日提出 総務部総務課）



博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第2条中「第10条」を「第14条第1項」に改める。

第3条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「公立博物館にあっては第2号様式とし、私立博物館にあっては第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第4条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「博物館登録事項等変更届出書（第4号様式）」を「博物館登録事項変更届出書（第3号様式）」に改める。

第5条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第6条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「第10条」を「第11条」

に改め、同条第 2 号中「第13条第 2 項」を「第15条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第14条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第15条第 2 項」を「第20条第 2 項」に改める。

第 1 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

博 物 館 登 録 原 簿

登録事項 登 録	設置者の名称及び住所	博物館の名称及び所在地
登 録 年 月 日 第 号		
変 更 登 録 (年 月 日)		
変 更 登 録 (年 月 日)		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 3 条関係）

博 物 館 登 録 申 請 書		
		年 月 日
(宛先) 名古屋市教育委員会		
設置者	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	
博物館法第12条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。		
記		
1	博物館の名称	
2	博物館の所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 4 条関係）

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

設置者 住 所

名 称

代表者氏名

博物館法第15条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録記号番号
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 4 号様式（第 5 条関係）

博 物 館 廃 止 届 出 書		
		年 月 日
(宛先) 名古屋市教育委員会		
設置者	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	
博物館法第20条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
記		
1	登録記号番号	
2	博物館の名称	
3	博物館の所在地	
4	廃止年月日	
5	廃止の理由	
6	廃止後の処置	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 5 号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の博物館の登録に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の博物館の登録に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている博物館登録原簿は、新規則の規定に基づいて作成されたものとみなす。

(参 考)

新 旧 対 照

博物館の登録に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第 285 号。以下「法」という。) <u>第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (登録原簿) 第 2 条 法<u>第14条第 1 項</u>に規定する博物館登録原簿の様式は、第 1 号様式とする。 (登録申請書) 第 3 条 法<u>第12条第 1 項</u>に規定する登録申請書の様式は、第 2 号様式とする。 (変更の届出) 第 4 条 法<u>第15条第 1 項</u>の規定による変更の届出は、<u>博物館登録事項変更届出書（第 3 号様式）</u>によって行うものとする。 (廃止の届出) 第 5 条 法<u>第20条第 1 項</u>の規定による廃止の届出は、博物館廃止届出書(<u>第 4 号</u>	(趣旨) 第 1 条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第 285 号。以下「法」という。) <u>第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (登録原簿) 第 2 条 法<u>第10条</u>に規定する博物館登録原簿の様式は、第 1 号様式とする。 (登録申請書) 第 3 条 法<u>第11条第 1 項</u>に規定する登録申請書の様式は、<u>公立博物館にあっては第 2 号様式とし、私立博物館にあっては第 3 号様式とする。</u> (変更の届出) 第 4 条 法<u>第13条第 1 項</u>の規定による変更の届出は、<u>博物館登録事項等変更届出書（第 4 号様式）</u>によって行うものとする。 (廃止の届出) 第 5 条 法<u>第15条第 1 項</u>の規定による廃止の届出は、博物館廃止届出書(<u>第 5 号</u>

様式)によって速やかに行うものとする。

(告示)

第6条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

(1) 法第11条の規定による登録をしたとき。

(2) 法第15条第2項の規定による変更登録をしたとき。

(3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。

(4) 法第20条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

様式)によって速やかに行うものとする。

(告示)

第6条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

(1) 法第10条の規定による登録をしたとき。

(2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。

(3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。

(4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。